

桑名市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

桑名市公平委員会委員長 丸 山 裕

桑名市公平委員会規則第1号

桑名市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

桑名市管理職員等の範囲を定める規則（平成17年桑名市公平委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2 中学校の項の次に次のように加える。

義務教育学校	校長 教頭
--------	-------

別表第2備考第11項中「「中学校」」の次に「「義務教育学校」」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。